



鳥取県公報

令和4年8月9日（火）
第9423号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	県営土地改良事業計画の変更（423）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定予定（2件）（424・425）（森林づくり推進課）・・・・・・・・・・ 2 保安林の指定施業要件の変更予定（4件）（426～429）（〃）・・・・・・・・・・ 3 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画 （430）（水産振興課）・・・・・・・・・・ 4
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 （東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 5
◇ 正 誤	令和4年3月29日付鳥取県告示第138号中訂正・・・・・・・・・・ 5

告 示

鳥取県告示第423号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農村地域防災減災事業 湖山砂丘地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和4年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和4年8月9日から同月29日まで
- 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 審査請求

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第424号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
倉吉市和田字道和寺853の1（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（2）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第425号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字赤松字東嶋ヶ谷519、520、521
- 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第426号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第427号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第428号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第429号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和4年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、八頭郡智頭町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第430号

沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項の規定により、次のとおり水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画を定めたので、同条第7項の規定により告示する。

令和4年8月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

「次のとおり」は、省略し、その計画書を鳥取県農林水産部水産振興局水産振興課に備え置いて縦覧に供する。

公 告

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者の所在が不明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和4年8月9日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 島 崎 俊 宏

- 1 所在が不明な者が所有し、又は登記した権利を有する保安林の所在場所
鳥取市青谷町長和瀬字西ノ坂671の1
- 2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 3 通知の要旨
1に掲げる土地について、令和4年7月29日付鳥取県告示第411号(保安林の指定施業要件の変更予定について)のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- 4 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 5 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課

正 誤

令和4年3月29日付鳥取県公報第9386号の鳥取県告示第138号(保安林の指定施業要件の変更予定について)中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6及び7

行 6頁の4から7頁の5まで

誤 日野郡日野町板井原字小高下1の1、1の2、7の1、7の2、11の1、字下モ山19の1、19の2、字曲り谷尻21、22の1、23の2、68、69の1、69の4、70、74、字竹ノ下タ162の1、162の3、163の1、165、字下モノ谷216、217、219、230、231、字小丸山232、236、字蛇出ノ上エ246、字広瀬247の1、字代ノ上292の1、293、字家ノ空397、398の1、399の1、400の1、401、401の1、字小屋床482、字家柄483の1、字仲畑487、字カリヤ場515、516、字鉦屋敷535の1、字太平ノ上536の1、537、字箕ヶ手尻568、字動動797の1、798、字橋ヶ谷尻田上799の1、800の1、字橋ヶ谷下タ822から827まで、字橋ヶ谷奥828、829、字大井呑西谷830の8、830の9、830の13、831の2、字橋ヶ谷836、字履掛谷877、883、884、字履掛谷右885、字大明神888から890まで、字堤925の1、字家ノ向928の1、字メクラ神969、字井ノ奥970の1、970の2、字大西1000、字井ノ奥中山1002の1、1003から1006まで、字新山1007、字新山奥1029から1031まで、1033、1034、字新山尻1035、字将監畑1045の1、1045の2、字畑谷1061の1、1067、字鉦床1075、字仲ノ谷1096から1099まで、字荒神ノ上へ1179の2・1180の4・1180の9(以上3筆国有林)、1179の1、1180の1、1180の2、1180の8、字釜ヶ谷1214の7(国有林)、1214の1、1214の4、1244、字オノ神ノ向1262、1263の1、貝原字平谷560、字ミミズ谷大野561、金持字平ル畑左953、954、955の1、955の2、955の4、955の5、955の9、956の1から956の4まで、956の7から956の9まで、956の13、字堂ヶ原979の7(国有林)、979の1、字裏畑1304、字裏細1307の3、1307の4、1308の1から1308の3まで、1310、1312、1313、1319、字寸ヶ平7、19の1、19の2、20の1、20の2、21、22、字屋根塔33、34の1、34の2、字妙見谷56、65、69から72まで、字妙見谷尻83、字西ヶ市188の1、189、字影ノ向202の1、203、字梨子ノ木畑215、217、218、228から230まで、字湯谷上ミ平231、238、239、241から243まで、字細入250、273から275まで、字滝ノ根399、400、字田ノ上419から421まで、423、字小谷425から427まで、字栗ノ木461から465まで、字上ノ山651から656まで、

字家ノ前664から667まで、字下モ土居谷693、696から699まで、701から707まで、708の1、708の2、709の1から709の4まで、713、715、716、字タカウメ783から787まで、字ソラメ1061の3、1063、字池ノ元屋敷廻り1163、1164の3、1177、字水ノ元1220の2（国有林）、1180から1182まで、1188、1189の1から1189の3まで、1190の1から1190の3まで、1191の1、1191の2、1192の1、1192の2、1219、1220の1、字段1288の1、字段谷1291、1294、1296、1297、上ミ滝谷1320、1323、1324の1、1324の3、1326、1329、字ニタ又1330、1331の1、1331の2、1341、1346から1348まで、字教路塔1350から1353まで、1356から1359まで、1360の1、1361の1、字渡瀬上リ1371の1、1372、字広瀬1380、1380の1、1381の2、1382、字下モ滝谷1384、1386から1391まで、字林ヶ代1400、1401、1401の1、1403から1406まで、字下モ地藏谷1425、1432、1432の1、字古川1520の2、1522、字柿ノ木平ラ1524、1529、1530、1532、字三井平1533、1534、1536、字長畑1542の2、1543から1547まで、1550、字籠谷1551、字高目1570の1、1573、字小原1577の1、1579の2、1580の2、字二ノ渡瀬1622の1、字河原田ノ上エ1624の1、字障子滝1633から1636まで、1637の1、字カケ横路1638の1、字フロノ崎1836、字フロノソネ1841、1844、1844の1、1845から1847まで、字中ノ塔1848から1852まで、字手前ノ塔1853から1856まで、1859、1861、1862、1866、字中ノソネ1870、字後谷奥1872の3、1872の5から1872の11まで、1872の13、1874の5、1874の6、字家ノ空1876、1880、字家ノ上エ372から376まで、1882、1883の1、1883の3、1884から1886まで、字家ノ向1887、1888の1、1889、字大塔1896、1897、字牛房塔1898、1899、1901、1903、1905から1908まで、津地字大谷山976の1、977、978の1、978の2、字アナイゴ985の1、字峠谷西平1028の1、1028の7、1028の8、1029の1から1029の3まで、1029の13、1029の36、1029の37、1029の39から1029の45まで、1029の48から1029の51まで、1029の54、1029の55、1029の57、1029の59から1029の64まで、1029の66、1029の68、1029の72、1029の74から1029の77まで、1029の79から1029の86まで、1029の89から1029の94まで、1030の2、1030の5から1030の9まで、字峠谷東平1032の1、1032の2、1033の2から1033の12まで、1033の15、1033の17、1034の2、1034の18から1034の20まで、1034の22、1034の24から1034の26まで、1034の28、1034の30、1034の32、1034の34、1034の35、1034の37から1034の46まで、字奥メウガ谷1036の1、1036の4から1036の6まで、1037の6、1037の7、1037の12、1037の14、1037の15、1037の17、1037の18、1037の21、1037の23、1037の24、1037の26から1037の32まで、1037の34から1037の45まで、1037の48、1037の50、1038の1から1038の4まで、1038の6、1038の7、1039の1、字ノミカ谷1051の1、1051の3から1051の6まで、字滝ノ谷上エ1056の1、1056の3から1056の11まで、字上ノ谷1102の1、1102の2、1102の5から1102の13まで、1102の18、1102の23、中菅字市ノ原奥572、573、575の1、三谷字ヲフビ266の1、字天狗267、字小谷293、字ワル谷294の1から294の3まで、字桐ヶ塔295の1、296、三土字丸谷632の1、633の3、634の3から634の5まで、安原字大滝176の1

正 日野郡日野町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、日野郡日野町（次の図に示す部分に限る。）

頁 7

行 15

誤 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を

正 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を